

第五十八回 参議院商工委員会會議録第六号

昭和四十三年三月十四日(木曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

三月十二日
近藤英一郎君 補欠選任 杉原 荒太君

三月十四日
横井 太郎君 補欠選任 高橋雄之助君
豊田 雅孝君 岡本 悟君
森部 隆輔君 北畠 教真君
上原 正吉君 田中 茂穂君
杉原 荒太君 近藤英一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 金丸 富夫君
理事 高橋 衛君
土屋 義彦君

委員 岡本 悟君
北畠 教真君
近藤英一郎君
高橋雄之助君
田中 茂穂君
平泉 涉君
柳田桃太郎君
近藤 信一君

政府委員

通商産業政務次官 熊谷太三郎君
通商産業省公益事業局長 井上 亮君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞寿君

参考人

東京大学工学部 教授 山村 昌君
主婦連合会副会長 高田 ユリ君
社団法人日本電設工業会常任理事 池田 栄一君
松下電器産業株式会社副社長 中尾哲二郎君
株式会社タニタ製作所取締役 太田 弘君

○委員長(金丸富夫君) 本日の会議に付した案件
電気用品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(金丸富夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の変更について御報告いたします。去る三月十二日近藤英一郎君が辞任され、その補欠として杉原荒太君が選任されました。また本日、豊田雅孝君、横井太郎君が辞任され、その補欠として岡本悟君、高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(金丸富夫君) 次に、電気用品取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本日は、本法律案につきまして五人の参考人の方に御出席をいただいておりますので、これから順次御意見を伺いたいと存じますが、その前に、参考人の皆さまに一言ごあいさつしていただきます。
参考人の皆さまにおきましては、御多用のところ、当委員会のために御出席を賜わりまして、まことにありがとうございます。委員一同

にかわりまして厚く御礼を申し上げます。御出席の皆さま方から電気用品取締法の一部を改正する法律案について忌憚のない御意見の御開陳を願います。当委員会の審査の参考にいたしたいと存じます。

議事の進め方につきまして申し上げますと、まず初めに御一人十分ないし十五分程度で御意見を述べを願ひまして、そのあとで委員から質疑がありまして、その場合におきましては、お答えをいただきます。どうぞよろしく御願ひいたします。
それでは、まず山村参考人に御意見の御開陳をお願いいたします。

○参考人(山村昌君) ただいま御指名にあずかりました山村でございます。私は東京大学で電気機械の担当をしておる者でございます。

電気用品取締法は、一般向き用途、この中には家庭用のものが多い、あるいは家庭用のものに含まれるものが多いかも知れませんが、一般向きの電気器具の取り締まりが内容になっているものでございます。

それで、電気というものは使って非常に便利なのでございますので、その用途はますます広がっております。しかし、電気は一方非常に危険なものであります。その使用法を誤りますと人命にかかわる危険をもちますのであります。ところが一方、このような電気用品の使用者のほうを見ますと、その大多数というものは必ずしも電気専門的な知識を持った者でない人が大部分であります。したがって、その電気器具の製造それから販売の段階で人命に関する安全、それからまた他に及ぼす障害防止、こういう点につきまして十分対策を練っておく必要があると思ひます。このために、外国におきましても各種の法的な規制を行なっておるものであります。その事情は、そのおのの国情によりまして方法はさまざまっております。本日審議の対象になっておりますわが国の電気用品の取り締まりにおきまして法的な規制というものは、その根本におきましては、私は世界の各国の工業国を考えた場合、各国のやり方の平均値的なところについているのではないと思ひます。この現在の法律は、皆さんも御承知のように、だいたい昭和三十七年でございます。それから、電気技術の進歩によりまして、あるいは電気器具の普及によりまして、現在のままだと法律ではふぐあいな点が出てきております。これを適当なものにする、これを補正するというのが、このたびの法律の改正案の目的であると私は考えます。

その改正の点の第一は、取り締まりの対象の範囲が変わった、範囲が広がったということであると思ひます。最近電気器具の種類がずつとふえております。したがって、現在の法律のままでは、この法律が適用されないものが出てまいります。現在のこの取締法は、法律に、あるいはそれに関連のある省令に、名前のあげられたものでありませんと取り締まりの対象にはならない、そういう仕組みになっておると私は了解しております。こういうやり方では非常にふぐあひであることは、これは明らかであります。いろいろ電気器具があらわれてくるのであります。それが先ほども申し上げました事情で取り締まりの対象にならない。そういうような電気器具が次々とあらわれるというのが実情でございます。しかもその中には、多数ではないけれども、いろいろな人命を危うくしたというふうな事例もあるものでございます。こういう不備な点を改めるために、現在の法律の第二条が今回の案で改正されまして、一般用途向きの電気用品のすべてのものがこの法律の取り締まりの対象になるように改められております。しかし一方、この改正によりまし

て、この法律の取り締まりの対象になる電気用品のすべてが、同じ程度の危険性を持つものではあ
りません。また同じ程度の技術上の問題を持った
ものではない。現在の法律の規制の対象にな
っているものに比べて、今度の法律の改正
によりまして新たに法律の規制の対象になるもの
の多くのものは、危険度やあるいは製造上の問
題点におきまして、その程度が軽微なものが多い
と思います。したがって改正案におきまして
は、いままでの法律で対象になっていたものの大
部分を甲種の電気用品とし、それから新たに
規制の対象になるものを乙種の電気用品として
区別いたしました。それぞれ法的な規制の程度に
差を設け、そして必要以上にきつい規制になるこ
とを避けるように配慮がされております。これは
非常に適当な処置であると考えます。

次に考えなければならないことは、電気用品の
多くのものは世界的な流通市場における商品であ
るということであり、わが国で製造されまし
た電気用品が、広く世界の市場に進出できるよう
に、あらゆる面で施策を立てるとともに、国内の
市場にも優良で適正な価格の外国製品が入って
くるということは、むしろ歓迎すべきことでありま
す。こういうような見地から、わが国で使用され
る電気用品については、国産品であってもあるい
は外国品であっても、それを区別しないで、同じ
技術的な基準による法律の規制を受けるべきであ
ると思えます。しかし国外で製造される電気用品
につきましては、その製造の段階における規制を
することは実際上非常に困難であります。したが
りまして、そのかわりに外国製品を輸入する輸入
業者に対して、その輸入する電気用品がわが
国の法律関係、省令、政令に定める技術上の基準
に適合するものであることを義務づけることも
に、もしこの義務を怠った者に対しては、国内の
製造業者と同様な監督、罰則の適用を受ける、そ
ういうことは当然であり、公平なことであると思
います。さらに、この際輸入品の型式承認のため
の試験も、国内の実際の使用状況に合わせた条件

のもとで行なわれるように、法律の実施にあたっ
ては、省令、政令の改定、制定に際して配慮すべ
きことであるということを確認したいと思いま
す。

次の大きな改正点は、新たに設けられました甲
種電気用品の型式認可の有効期間に関するもので
あります。現在の法律では型式承認を受けたその
承認の有効期間が一律に七年ということになっ
ておりますが、最近のこの方面における技術の進
歩、それから新型の製品の出現その他の状況から
見まして、これを一律に七年にしておくことは、
明らかに不合理なものであります。ものによって
は長過ぎるものもある。そういうものは、それぞ
れの用品の性質に応じてこの有効期間を適当な長
さに調整するという今回の改正は、適当なもので
あると思えます。しかし一方、型式承認の有効期
間を適正なものにしても、型式承認のときだ
けの一時点のみの検査では、安全確保の目的はな
かなか達せられないのであります。したがって随
時随所、いつでもどこでも検査によって電気用品
の技術的なレベルのチェックを行なうということ
が必要であります。これにつきましては、外国の
多くの国で、マーケットにおける商品のチェッ
クを含めまして、広く行なわれているところであ
ります。この点に関しまして、今回の法律の改正
におきましては、法律の規制をさらに明確にいた
しまして、それから検査の実効があるような措
置がとられていると思えます。

これらの点がおもな今回の改定点であると思え
ますが、この法律改正の目的が達せられるかとい
うことは、これに関する省令、省令の内容いかんによ
ることが多大であることは申し上げるまでもござ
いませぬ。私は、ここ数年、国際的な家庭電器の
標準規格の制定という仕事に関係しているのであ
りますが、今回のこの取締法の改正は、国際的な
こういう方面の流れの方向に沿っているものと私
は感じております。さらに今後これに続いて行な
うでありましようところの省令とか政令の改正に
つきましても、こういうような国際的な趨勢に一

致する方向に持っていくべきであると考えます。
そうすることによりまして、国内の消費者の立場
を保護することにもなりまして、あるいはわが国
の電気用品が外国に輸出されるに際しましては、
わが国の立場を強化するものであると信じます。
お粗末でございますが、これで私の發言を終わ
らせていただきます。

るところであつた。電気あんかのサーモスタットの
不良で足首にやけどをしたとか、電気ボットの
胴と底の継ぎ目から煙が出て焦げたとか、洗たく
機のモーター破損でシートしたとか、そういう
ような具体例があげられております。こういう
ような面から見まして、電気器具については、ど
のような新製品が出現しても家庭で使用する電
気器具がすべて法の規制の対象になるように改め
てほしいということを、公聴会とかそれから消費者
の懇談会とか、いろいろな機会を通じて私どもは
そういう点の要望をいたしてまいりました。このア
ンケート調査をいたしましたときにも、やはりこ
れは電気器具だけではございませんけれども、暮
らしの中に入り込む安全の問題、衛生の問題につ
いて、消費者のまじめな意見として、安全と衛生
の規格や基準の対象となる商品やサービスの範囲
を広げるとともに、その規格、基準をきびしくし
て取り締まりや監視を十分に行なうべきで、取
り扱い注意などの表示は、だれにでもわかりやす
く親切にしてほしい。三番目に、危険や不衛生の
疑いのある商品やサービスについては、その問題
が解明するまでは直ちに使用禁止するなど、消費
者に被害のないよう、万全の措置をとってほし
い。四番目に、事故や犠牲が起きてから対策を立
てるのではなくて、常に安全と衛生については、
万全の予防措置をとってほしい。特に危険物の管
理は十分にしたい。五番目に、安全と衛生につ
いての予防、規制、取り締まりなどは、関係各
省が有機的に連絡をとって、迅速に効果的に処理
してほしい。六番目に、安全と衛生に関する試験
研究機関を整備拡充し、その予防措置を十分に
してほしい。七番目に、安全と衛生について消費
者のこうむった被害について、権威ある第三者の
処理機関を設置するなどして消費者の被害の救済措
置が適正に迅速に行なわれるようにしてほしいと
いうようなことが消費者の大きな要望として出さ
れたわけでございます。そういう意味で、先ほど
も申しましたように今回の法律の改正には賛成で

次に、高田参事人をお願いいたします。
○参事人(高田ヨリ君) 主婦連合会の高田でござ
います。
私はこの改正案の趣旨に賛成でございます。た
だ、この中に、消費者の立場から二、三、改善、
補足などお願いしたい点がございまして、それ
について申し上げます。

第一に、対象範囲についてでございますけれど
も、現行法では、家庭で使う電気器具がすべて規
制の対象とされておりましたので、各種の新し
い製品が続出してくる現状では、家庭における電
気の安全性の確保から見て決して十分とはいえない
実情でございます。その例をいたしまして、主婦
連で毎年主婦の苦情調査というのをいたしてござ
います。これは昭和四十一年の十二月から四十一年の
三月にかけて「くらしの中の危険と不衛生」とい
うテーマでもって過去二、三年の間に、商品とか
サービスについて被害を受けた経験があるかどうか
という点について、会員を対象に全国の二千
五百世帯にアンケートを配りまして、回収できま
したのが、千五百九十でございましたが、それに
ついて耐久消費財について触れているものが二百
十一件ございました。そういう耐久消費財の中で
電気器具について被害を受けたというような実例
をあげておりますものが四十一件ございました。
その例を具体的に申し上げますと、たとえば電気
毛布の肩の部分の部分が焦げたとか、ストーブのコン
セントのコードが熱くなった。水揚げポンプの自動
スイッチ及びコンデンサーが不良で失火したとか、
炊飯器のスイッチが切れないために火事にな

てメーカー側はコストに影響すると言われている

題はないのかという点についても、情報の

がないように、耐久度の面に対する規制も加えるよう技術基準の作成にあたっては特にお考えいただきます。

○参考人(池田栄一君) 私は、社団法人日本電設工業会の常任理事をいたしております池田栄一でございます。

私どもの団体は、日本におきます電気工事のおそれる大体八〇〇程度を私どもの会員で施行しておるんじゃないかと思われ団体でございます。

私も電気工事に関わっておりまして、常に保安という点に重点を置いておることは、もう申すまでもないことでございます。私どもは電気事業法に基づきまして電気設備技術基準を順守いたしまして電気工事を施行しておるわけでございますが、ここに使用いたしました材料、器具類は、全部私どもで製作するものでございまして、メーカーでつくられたものを私どもが仕入れて使用する、こういう立場に立っておりますのでございまして、したがって、私どもがいかに保安のことに関心を持ちまして、電気設備技術基準を順守いたして施工いたしまして、その結果におきまして、その中に不良の電気用品がございました場合には、電気工事それ自身に欠陥が生ずると、こういう結果になるわけでございます。そのために、たとえば器具が悪かった、配線に使用されておるスイッチとか、あるいはコンセントとか、そういうものが悪かったために漏電を起した、あるいはそこで感電をしたとか漏電、火災を生じたとかということが起こったといいたしますと、私ども施工した立場で、これを無責任に見過すことはできない立場にあるわけでございまして。たとえばそういう大きな事故でございしても、実際に器具類の故障が起りました場合に、私どもはすぐお客さんのほうから呼び出して受けるわけでございます。呼び出しを受けて、この品物が悪かった、悪かったから、まあ新しいのに取りかえて差し上げる。そういうことはいたしておるわけでございますが、その際に、お客さんのほうとしましては、品物が悪かったと、そういうことを一々判断なさりませんで、この電気工事はよくない、どうもお前のところでやった仕事はよくない、もうこの次からほかの電気工事屋さんによらせようじゃないか、こういうことが起こりがちなのでございます。いわばまあ不良の用品がもしあった場合には、私どもは被害者の立場に立

たされると、こういうわけでございまして、しかも、その際に呼び出しを受けて行きます人間は経費というものが、これはときによりましてはなかなかばかにならないこともあるわけでございまして。信用を失い、その上に余分な経費を負担させらる、こういうことが生ずるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、この電気用品取締法の重要性というものは、私どもはしみじみと感じておるわけでございまして、遺憾ながら現行法におきましては、全部のものがその取り締まり対象になっておらないというようなことでありまして、今回の改正案は、まことに時宜を得たもので、全面的に私どもの改正案に賛成いたすものでございまして。この改正をなさいますと、もしこの法が成立いたしましたならば、さらに私は運用面におきまして万全を期していただきたいと思ひます。

先ほど来も主婦連のお方からも御要望がございましたように、一応最初に型式承認が済んでおるといふことがございまして、これに対する何と申しますか、フォローアップと申しますか、あの監視ですか、そういうようなことが十分に行なわれておりませんと、この法の効果は私ども十分に発揮できないのじゃないかと思ひます。現行法におきまして、改善命令あるいは業務停止命令というように規定されておるわけでございまして、なかなか実際にはそういうことが行なわれておらない。これはやはり先ほどもお話ございましたが、人的にお足りにならないとか、あるいは予算の面とか、いろいろ事情はございましてと思ひます。が、私は、これが十分に行なわれなければ、やはりせっかくこういうふうな法を整備なさいますして型式承認を厳重になさるというところでございまして、あとのフォローアップが十分でございまして、あと、せっかくの法の効果が発揮できないと、こういうふうには私は強く感じる次第でございまして。もちろん、今度の法の改正の御趣旨の中にも、七年という有効期間を三年ないし七年というふうにおお縮めになるというところにそういう意図が十分

含まれておるものと私は推察いたしておる次第でございまして、さらに、特にこの運用の面においてこの点を強化していただき、悪いものがございしましたならば、その取り消しをひとつ実施の面で十分はかっていただくことを希望いたしまして、私の意見をこれで終わらせていただきたいと思います。

○委員長(金丸電夫君) ありがとうございます。

次に、中尾参考人をお願い申し上げます。

○参考人(中尾哲二郎君) 私は、松下電器の技術を担当しております中尾でございます。

今回の法律の改正に關しましては、主として一般家庭において使用される電気製品の安全確保の充実をはかるということを目的とした改正でございまして、私どもはこれに賛成いたす次第でございまして、であります。次に述べます問題点に關しましては、運用の面におきまして十分な御配慮をお願い申し上げたいと思ひます。

その一つは、対象範囲の拡大の件でございまして、甲種、乙種の二本立てで家庭用電気機器のすべてを法の対象とするということは、まことに當を得たことであると存じますが、その範囲は、一般家庭において使用されるもの及びこれに準ずるものに限定されるべきであつて、特別の専門技術者、技能者が使用する産業用、職業用のものは対象からはすべきではないかと存じます。

なお、甲種電気用品に關しましては、その用品名の明確な定義づけが必要であると思ひます。従来、対象となるかいないか解釈に苦む例があり、そのつど公益事業局、電気試験所及び電気用品試験所の三者によつて判定が行なわれてきたのでございまして、製造業者との間の見解その他で、なかなか決定に時間がかかりましたので、これらを改善していかねばならぬことをお願い申し上げておきたいと思ひます。したがって、今後は、対象とする必要が生じた場合には、臨時品目の追加指定あるいは定義の改定を明確適切に行なわれるべきではないかと考えます。

次に、甲種電気用品の追加指定にあつては、それを迅速に消化し得るよう型式認可試験の処理能力の増強をはかる必要があると思ひます。民間指定試験機関制度を取り入れて電気用品試験所を設置いたしました際は、一カ月処理ということを目標としてスタートしたのでございまして、いまだ十分とはいえないのでありまして、とかくこれがおくれがちなものというふうなことが多いたしてございまして。一方、現在の指定品目につきましても、さらに再検討の上、この際除外すべきものは除き、処理能力の有効的な活用をはかっていただきたいと思ひます。

次に、型式認可の有効期間の短縮の件でございまして、型式承認の有効性について期限をつけることは適切ではないのではなからうかと考えます。その運用にいまひとつお考えを要するのではなからうか。今日のごとく技術革新の激しいときに、その進展に伴ひまして、製品の構造、性能も大きく変わっていくことが予想されますので、そうした場合には、型式認可試験のための技術基準も、それに應じて改定し、製造業者、輸入業者に対して、そのつど製品の改造を要求し、その部分に對する確認試験を実施することが必要であると思ひます。初めから有効期間を短く定めておき、単に再試験を繰り返すということとは適切ではないのではなからうかと、かように考えるのでござい

現在最も合理的に運営されておると考えますアメリカのUL制度も私も実施しておりますので、御参考までに申し上げます、有効期間を定めておりません。技術革新によりまして安全要求が強化されるつど試験規格を改定し、確認試験を実施しておるのでございまして。なおUL試験所で試験に合格したあとにおきましては、ラベルサービスという方法と、リエキガミネーション・サービスというこの二つの方法がございまして。前者の場合は生産ロットごとに日本の駐在のUL代行者の立ち会い抜き取り試験が行なわれ、合格した場合はULより購入したラベルを、その製品に添

付するのですが、このラベルは、印刷実費でメーカーに渡すことになっております。後者の場合は、立ち会い試験は必要がなく、製造事業者によってつくったラベルを張るか、または製品に直接印刷、刻印でマークを表記することによってその目的を達成できるようになっております。確認の方法としては、対象品目によってアメリカでサンプルの試験を行なったあと、製造工場で量産中のものとの立ち入り確認検査が行なわれる場合と、一年に一度程度の工場検査すなわちフォローアップ・サービスと申しますが、これが実施されておりまして、諸検査はすべて厳格に行なわれ、かつまたきわめて実質的であり、また合理的で、有効なる成果をあげておるのでございます。日本におきましても相当今回の改正によって進歩いたしますが、まあ一足飛びにU.S.と同等というところまでにはいかないかもしれません。が、こうしたことを目標にいたしましてこの法律を運営いたしますときに、有効期間は不要ではなからうか、かように考えるのでございます。

現在技術基準の改定作業は、実は長時日を要して迅速性ありませんので、メーカーにいたしましては非常に困惑をいたしておるような状態でございます。この際、技術基準の体系を再検討していただきまして、電気用品としての絶対的な安全要求事項と、個々の電気用品に特有な要素に基づいた安全要求事項とに分けて、後者は常にその進歩に追従し得る機動性をもった運用がはかられるよう改むべきではなからうかと思っております。かくして初めて日進月歩の製品の適切な安全確保ができるものであると信じます。技術基準は、技術の進歩に伴って改定されていくことを重要な問題としてメーカー自体深い関心を持ち、積極的な協力を行なっておりますのでございます。

次に、型式承認の手数料の改定についての件でございますが、限度額の引き上げという問題は、給与ベース、物価などの上昇によりまして、当然なことと理解できるのでありますが、その運用にあたりましては、次に申し上げます点を御考慮願

いたいと思います。型式認可試験は法律による義務行為であることとを考えると、試験のために直接必要とする人件費、材料費、経費などは、試験手数料によってまかなうべきものであります。試験設備に関しては、政府予算によりその充足をはかるべきものと考えております。実は電気用品の物品税だけでも、政府においては年額相当の収入があるわけでございますので、この試験所の設備につきましては、十分御配慮を願って充実にしていただきたい、かように考える次第でございます。

以上が特に御配慮を願いたい問題点でございますが、なお法律の実施にあたりましては、政省令を定める段階において、業界との緊密な連携のもとに、実情に即した運営がはかられるよう十分な御検討をお願いしたいと思います。最後に、市場における不良電気用品の撲滅は、メーカーの社会的責任の自覚と良識にまつべきもので、これはメーカーのあくまでも責任において解決しなければならぬ、絶滅を期さなければならぬということが当然でございます。なお取り締まりの立場におられる方々におかれまして、いわゆる事後検査の適切な運営ということによりまして、一そうの効果が得られるものと考えられるので、これを十分実施し得る体制づくりと、これを助成する政府の予算措置の必要であることを強調いたしまして私の意見といたします。

以上をもって終わります。

○委員長(金丸富夫君) ありがとうございます。

最後に太田参考人をお願い申し上げます。

○参考人(太田弘君) 私は臨時工など入れます。社でございます。やっております機種はヘルスメーターというものをやっておりますが、あとは主として大メーカーの下請をやっておりますわけでございます。したがって、私の申し上げることが日本の家庭電器の中小メーカーの姿の一部

を代弁しているのではないかと思います。

ただいまは大メーカーの下請をやっておりますが、私どものグループは二十数社で、某社の家庭電器の下請をやっておりますが、その会社の家庭電器の数量におきましては、約九割の品物をわれわれ二十数社がやっておりますわけでございます。まあ金額にいたしますと、わずか一〇％でございますが、数におきましては約九〇％の数をわれわれ下請がやっておりますわけでございます。したがって、家庭電器の安全性その他につきましては、われわれに課せられている責任が非常に重いということを痛感しているわけでございます。今回の法律改正にあたりましては、通産省から内容につきまして詳しく御説明をいただきましたし、また、親会社のほうからいろいろと説明を受けておりますが、結論を申しますと、改正に全く賛成でございますが、中小メーカーの意見として一、二希望を申し述べたいと思っております。

先ほど大手の会社を代表されまして、中尾参考人さんから御説明ありましたことで、われわれメーカーとしての姿は大体御了承願いましたので、重複は避けませんが、特に三点を申し上げたいと思っております。

その第一は、やはり型式承認の有効期間の問題でございます。有効期間の件では、この七年と設定されたときにもずいぶんわれわれは問題にいたしてございまして、後ほど申し上げます手数料と同じく、その費用はすべてわれわれ下請にしわ寄せをされております。先ほど高田参考人からも申されまして、この法律改正によりまして原価アップというものは製品にはね返らないようにしてくれという御希望がございましたが、それは、とりもなおさず大メーカー、親会社が負担するのではなく、われわれ下請にしわ寄せされるものでございまして、そういう観点から、私たちはせめてわずかな費用でも、値指しは非常に困るのでございます。現在私どもがつくっている製品は、概して千円前後から五千円程度までの品物でございます。毎日の仕事は一銭一厘、作業者の一分一秒の効率を

考えながら、作業指導しておるものでございますが、そのようなときにわずか十銭あるいは数銭の値上がりでも非常に困るのでございます。そういうことをよくお考え願ひまして、この期限の短縮につきましては、政令、省令で定められるときに、十分われわれの意向をお聞き取り願ひまして、適切な御配慮をしていただきたいと思います。

いま中尾参考人さんからお話がありましたように、型式承認は大体番号を変えるときには、その製品はどうしても取り締まり上変更しなくちゃならない。たとえばトースターにおきましてヒーターまわりを変えるときは、スイッチまわりを変えるときは、主要部分を変えるときには、その番号ではいけないんでございまして、もう一ぺん型式承認を取らなければならないことをいたしますときで、然るの期限は、技術水準が上がったときでも、それは当然番号を変えてございします。でも、同じものをつくっているときに短縮するということとは、われわれを非常に苦しめることになる結果でございます。また技術水準の非常に高度なもの、われわれ下請のほうにはあまりまいってありませんので、おそろひは今年度短縮にはわれわれの製品が対象にならぬことは想像しておりますが、今後おきめになると十分御配慮をお願いしたいと思います。

それからこれに関連しましたやはり手数料の問題でございますが、私は元来この前、この取締法の改正のときにもずいぶん意見を述べて、また当局にもいろいろお願いがあつた一員でございしますが、こういう国家で定めるものを原価主義でやるというのは全くおかしいじゃないか。いま中尾参考人からも申されましたように、たぐさんの物品税を巻き上げておきながら、あと原価主義でやるというのは、ちょっと不都合じゃないかと思ひます。ただし、ある程度のもものは、私たち負担をするにやぶさかでございますが、これもよく製品の現状を見られまして、われわれのようにあんなかトースターとかアイロンとかつくってい

るメーカーにつきましては、必ず良識ある御決定をいただけるものと期待しているわけでございます。また、製品をよくすることについて、われわれは十分責任を感じておりますが、このような有効期限の変更とかその他よりも、むしろわれわれメーカーとしては、立ち入り検査をもっとよくやっていただく、われわれは自信を持って製品をつくっておりますので、どうぞもっとひんぱんに立ち入り検査をされて、われわれの製品が、りっぱであるということを御確認願う、これは悪貨が良貨を駆逐することがないようにしたいと思っておりますのでございます。そういうことを実行されて、期限の短縮などのほうにあまり力を注がれないように希望したいものでござい

ます。それから最後には、全面的に精神的には賛成でございますが、一つお願いしておきたいことは、せっかくこのように法律で制定されましたわけ、われわれのマーク、これは非常に權威のあるものと、われわれメーカーはそのマークに敬意を表し、またわれわれの製品の自信の裏づけとして、あれを非常に尊重しております。それで、私は、もっと政府がマークというものを、つけないものは買わないと……また非常にマークのしるしをばしばしば見受けま

す。マークをぜひ使えと、GマークとかJISマークとか、いろいろございましょうが、マークというのは使用者の安全を保護しているのだ、これを政府が保証しているんだという意味で、あらゆる機会に政府はマークのいかに大事であるかということとを宣伝していただきまして、正直者がばかを見ない、マークのない安いものが市場に出ないように、われわれ一生懸命やっておりますのでござい

ますから、マークのついていないものはりっぱなものであるということ、政府の声で一般大衆に周知徹底させるようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(金丸富夫君) ありがとうございます。

以上をもちまして参考人の方々の御意見の御開

陳は一応終わってわけでございますが、これに対して質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○近藤信一君 いま参考人の方々から御意見を拝聴いたしました。私もこの法律の改正案を審議するにあたりまして、若干御意見に基づいてお尋ねをしておきたいと思

います。昨年でしたか、行政管理局から消費者保護のための行政監察の問題がございまして、電気用品の取り締まりに對しまして、次のような勧告が通産省に行なわれたのでござい

ますが、いまも内容お話をございしたようなマークがついていても不良品があり、それが不良品であってもマークがあるために販売、使用が禁止されてい

ない。そこでこういうものに対して立ち入り検査を強化すること、また業者に対して不良品の回収義務を課することを検討せよと、こういうことの勧告があったわけ

でございますが、これに對しまして、業界のほうは、この行政管理局の勧告をどのように受け取っておられるか、この点、まずメーカー代表である中尾哲三郎君から……

○参考人(中尾哲三郎君) 先ほど他の参考人の方々からも御意見がございましたように、やはり不良品の撲滅、この目的を達成するためには、立ち入り検査というのをや

つぱり十分に行なうていただきたいと私も考えております。この立ち入り検査によつて、もし不良品の出るような体制のある場合には、直ちにこれを改善するとい

うことに対して、各メーカーともにやぶさかではなからう、かように考えておりますので、これは積極的に実施していただくことによつてこの改正の目的を有効適切にこれが実行できるとい

う思っております。○近藤信一君 いま参考人から、立ち入り検査をひとつ強化してもらいたいということですが、この立ち入り検査を強化された場合、これはあくまでも消費者保護のためというこ

とで、また安全性を確保するというたてまえから行なわれるわけ

ですが、販売所に対して立ち入り検査をして、多くの不良品がもしあるとした場合、これは製造業者のほうで買い取る、回収するということになるわけ

なんです。その場合に、たとえばいまも太田参考人から言われましたように、松下さんでも

うでございまして、おおむね下請の業者に小さいものを請負しておるわけですね。その場合の責任というものは、下請の中小企業にあるのか、あ

なたのほうの商標で売り出されているのだから、あなたのほうの責任というのか、大メーカーのほうにあるのか、この点どういふふうに感じておられますか。

○参考人(中尾哲三郎君) 私どものほうでは大部分の部品の一貫作業をやっている点では、こうした総合メーカーとして相当自社の製品を多く使っているのはなからうかと考えておるのでござ

います。しかしながら、多数の部品もございまして、また優秀な部品のメーカー、あるいは下請の会社もござい

ますので、そうした製品を使う場合がございまして、これは私どもの考え方としては、あくまでもこうした取り締まりに關する責任は、やはり親会社、製品をつくる会社が負

うべきではなからうか、かように考えております。○近藤信一君 製品を販売する場合に、一応製品に対する試験を受けられるわけですね、試験にパスすれば、それで今度は下請のほうから製品が上

がってきた場合に、あなたのほうから、もう一度下請のほうから納入される製品に対する検査というものを

行なうておられますか。○参考人(中尾哲三郎君) これは非常に多数の製品を扱っておりますので、物によつては個々にしなければならぬものもござい

ますが、大部分は、品質管理の手法によりまして、抜き取り検査その他によりまして、その製品の性能を確認して、そうして合格したものを使用する、こ

ういうたてまえをとっております。○近藤信一君 抜き取り検査でも往々にして、私

どもの聞いているところによると、いろいろの

らくりがあるということも聞いておるわけなんです。たとえば同じ百個なら百個まとめて、その中から抜き取りをやるわけですね。また受かったやつをまた持つてくるというふうなことも聞いておるわけですが、これはいろいろとあなたのほうと下請との關係になつてまいりますが、抜き取り検査をして、規格に合った場合、まあこれがみんなパスしていくわけですね。百個なら百個、一まとめに。たまたまその中で抜き取り検査をしたその側にあったやつで不良品があった、こういうふうな場合に、それが不良品だといって追及される場合もしばしばあるようにも私聞いておるのです

が、この点はいかがですか。○参考人(中尾哲三郎君) 部品なり一つのものをつくる場合に、その製作をする場合に、製品の規格というものがござい

ますが、この規格に、製造によるむらをかばうような余裕を持ってやっております。したがって、抜き取り試験に至るまでは個々に十分に試験を繰り返しまして、そうしてこれでいいよう

だという確認ができましたから、最近のいわゆる品質管理の手法を用いまして、そうして多数の製品のよしあしを決定する、その検査した中の不良の数がある規格をこ

えますと、全数使用しないというふうな規定を設けておりますので、そうしたことのな

いように品質管理の手法を的確に活用いたしまして、なおかつ経済的な試験を行なうというふうな方法をとつて

いるわけでございます。○近藤信一君 先ほど申しましたように、マークがついてお

ても中身は不良品がある。ところが消費者はメーカーを信用して買

うわけだから、買うときにはこれがいいか悪いかわからないわけ

ですね。そういうときに、そういう不良品が出

回つてくるという、いわゆる粗悪品、あなたの方

ほうでは、抜き取り検査をされている万全を期して販売にかか

つておられる、こう私は信じますけれども、それでもこの粗悪品があるというこ

とで、消費者の方から文句が出る。先ほど高田参

考人の御意見の中に、いろいろとアンケートを

取ってやっただけに、いろいろな問題がそこに出てくる。こういうことについて、あなたのほうでは何かどこかにまだ欠陥があるのじゃないかというふうなことは、お気づきございませんでしょうか。

○参考人(中尾哲三郎君) これは何と申しまして人間をやっている仕事でございますので、絶対ということは申されなさいと思いますが、でき得る限りにおいて、製品の悪いものを出さないということは、メーカーにとりまして、これはほんとうの生命でございますので、これに対しては全力を傾注しております。したがって、工場その他をばっちり願ったらくおわかりになると思いますが、温度、環境からまた電圧の変化、湿度の変化その他に対しても十分な検討を加えた上で、部品一つ決定いたしますのにも、十分な試験の数をかけて、決定をいたしておるような次第でございます。と申しますものの、人間わざでございますので、絶対一品も出ないということ、これを目的としてやっているのではありませんけれども、実際には、そう落ちがたいこともないという場合も出てくると思うのでございますが、こういうものを一そう嚴重に取り締まるべく、私どもは常に試験の方法なり製造の方法なりに改善をはかりつつあるわけでございます。

○近藤信一君 今度、法の改正によりまして、新たに加えられ、規制の対象となりますところの乙種電気用品についてでございますが、現在として、各メーカー側で、その乙種電気用品に対して、先ほどからお話聞いておりますが、自主的に検査をしておられるわけでございますが、すべての製品ですね、規格外にある製品、すべての検査を行なっておられるのか。それとも、大量生産でございますから、どんなにできるやつからどんなにつくっていく、生産していく、こういうふうなことであるのか、この点はいかがですか。

○参考人(中尾哲三郎君) お話のように大量生産だから、つくったものをどんどん出してしまおうと

いうようなことであれば、それこそ不良品が続出するわけでございます。そうしたことは近代メーカーの常識といたしまして、絶対には得ない。どんな部品にしましても個々に検査をし、そして判定をして、合格したものを使用する。ですから、物によりましては、自動的に検査をするような設備、製造設備の一部に関連をいたしまして、自動的の一個々々が合格しているかどうかというものを判定しつつ、物ができていくというような設備——を持ったような製品の製作方法もございまして、あらゆる新しい技術を用いまして部品個々についての厳格な検査ということ、これは確実にこなしているのが現状であろうと考えます。

○近藤信一君 今度法改正をする一つの理由にもなっているのはなにかと私は思うのですが、昨年であったと私記憶しておりますが、おたの製品で電気蚊とり器が販売された、あの電気蚊とり器の使用方法が悪かったのか、どこが悪かったのか知りませんが、あれによって幼い生命が失われた、こういう事実があったわけなんです。その後、あなたのほうにいたしましては、その器具に対しては、いろいろ研究され検討をされて、どこに欠陥があったかということをお調べになったはずだと私は思うのでございますが、それはあなたのほうで、いろいろと検討された結果、どこに欠陥があったかということ、もしあなたのほうでおわかりになっておりましたら、この際でございますから、お聞きしておきたいと思っております。

○参考人(中尾哲三郎君) あの蚊とり線香によりまして子供の生命を失ったということは、まことに私も電機メーカーといたしまして責任を痛感しております。次第でございますが、この事情を詳しく申し上げますと、電気蚊とり器というのは、使用の際において、その上に物を置くとか、あるいは直接人間が触れるとかいうようなことでなしに、あれは蚊をとるためにガスを発生させる一種の電熱器でございますので、これを適当な場所に置いて使うものであるという観点から、まさかあ

の上に人間が乗るとかいうようなことは、あの当時としては考え得られなかったわけでございます。したがって、あの当時は、電気蚊とり線香の目的はこれで達成できるという見解をもって製造したのでございまして、あの事件がありましてから、よく観察してみますと、やはりそういった場合もあり得る。たとえば畳の上に置いた場合に、その上に子供がはたいていく場合もあり得る。あるいはこれを裏返しにひっくり返して使うという場合もあり得るといふことで、最近はいかなる方法におきましても、直接上から乗ってもやけどをしないというところまで改善したように記憶しております。

○近藤信一君 先ほど山村参考人も高田参考人も言っておられました、消費者というものは電気知識に対してはそう詳しいわけじゃないわけですね。ところが文化生活がだんだんと高度化していきまると、それにマッチするような電気用品というものがどんどん、どんどんと、次から次へとつくられていく。文化生活と電気用品とは切っても切れないような今日の状態ではなからうかと私思うのです。その場合、やはり製造業者のほうとしては、いわゆる便利な点だけは宣伝が十分なされるけれども、先ほど参考人の中に御意見がございまして、危険だという点ですね、いわゆる安全性確保のためにどういふ点が必要だ、こういうふうな注意書きといふ点が必要だ、こういうものを、私一こうにいままで電気用品の説明書を見ても明らかにされてない。ただ便利な点だけが印刷物なんかによく入っていたり、また新聞等にも宣伝がされておられますが、やはり製造する場合には、その便利な点とあわせて、知識の低い消費者が使うものに対しては、どういふ点が危険であるか、これをどういふふうに扱ったならば間違いが起こるか、そういう点の注意といふものが、将来やはり製造業者として重要なことになつてくるのじゃないかというふうに私は思う。なぜかと申しますと、使いたいように私に思ふ。その責任といふものが消費者に転嫁される場合も往々

にしているわけなんです。消費者の不注意によつてこういうことになって、失火が起こったとかんとか、そういう場合には消費者が失火罪という罪を負わなければならない、こういうことは私は納得できないと思うのですが、将来メーカーとしてはそういう点についてどのようなお考えを持っていますか、この際でございますから、御意見を承っておきたいのでございます。

○参考人(中尾哲三郎君) ただいま御指摘の点は、不十分な点でございますが、とかく印刷物、カタログその他に特徴なり欠点を強調するといふことが御指摘のとおりあるのでございますが、最近、いま御指摘の点がございましたような問題も相次起こっておりますので、使用者側が間違いを起さないようにするために、いろいろ従来も書くことは書いております。しかしそれが読みにくいというような問題もあつたし、また、その注意書きをしたものをどこかへなくしてしまうというふうなこともあつたので、最近重要なものにつきましては、下げ札をつけておくとか器具そのもののどこに必要の注意書きを書き込んでおくとかいふようなことを極力取り入れるようにし、あわせて御指摘のように説明書の中に十分取り扱ひ上の注意書きを入れるように改善をはかりつつあります。今後ともさらに一そうこうした方面に努力いたしたいと考えております。

○近藤信一君 やはり私もしるうとでございます。それから、あまり詳しいことは存じませんが、印刷物やなんかも製品と一緒に入れる。そうすると、印刷物やなんかも製品それに対する費用といふものがかさんでくる。そのためにまた製品が高くなるというふうなことで困ると私は思うので、そういう点は、やはりメーカーとしては、製品を責任持てつくり、責任持て営業所のほうで、販売店のほうで売るのでございまして、やはりこれは製造業者のほうでその点は十分に考えて、消費者にもあまり迷惑をかけない、そういうような方法が私は講じられたらいいんじゃないかと思つて、また私ど

も商売じゃないので、なかなかそういう点はむずかしからうと私に思いますが、やはり文化生活がだんだんと高度化してくれば、どうしても電化化ということがふえてくる。ガスなんかより便利じゃないかという宣伝も私よく聞きますし、そういう点は将来メーカとして十分お気をつけてひとつやっていただきたいと私に思っています。

それから太田さんにもちょっとお尋ねするわけでございますが、今度の改正で新しく乙種電気用品が追加されました。そのメーカにも技術基準、それから適合義務、こういうものが課せられるわけでございますが、そうなりますと、先ほどあなたが言っておられました手数料の問題というふうなことが出てくると思うんです。すると今度、電気用品が全体的に値上がりをするんじゃないかという心配が消費者としては出てくるわけなんです。ございますが、その点は中小のメーカとしてはどのようにお考えを持っておられますか。

○参考人(太田弘君) 先ほど申し上げましたように、おそらくはわれわれ下請のほうに少しお寄せはあると思います。しかし、われわれやはり親会社とは一心一体でございます。よく話し合ひはいたしますが、われわれとしては極力親会社に必要なのは要求いたし、話し合ひをやっていくつもりでございますが、われわれやはり物をつくるという義務と自覚を持っておりますので、ただ、親会社に対する取り引き上の問題などもありますので、極力作業改善あるいは合理化によってできるだけ吸収したいと思っておりますが、しかし、それにも限度がございますので、法の制定にあたりましては、できる限り御配慮願いたいということをお願いいたします。

○近藤信一君 消費者の負担にかかる面も出てきましようし、また、あなた自身に負担が大きくなるような場合もこれ出てくると私に思うので、先ほどあなた年数のことではないかと聞いておられましたので、やはりそうなりますと、現在まで私は中小企業問題とだいたい長い間取り組んでおりまして、一つの製品が出て、そうしてメー

カのほう、親会社といえますか、一つ製品を新しく出すと、その場合に、どうしても下請のほうへ仕事をさせる。ところが、いろいろと競争せなければならぬということで、あまり値段も高く売れないで、どうしても競争するために自家製品を安く売らなければならぬ、こういうときには、やはりどうしてもお寄せするところは中小企業、下請のほうへ切り下げが出てくると思うのです。これは自動車関係も明らかでございまして、電気製品でも私はそういう面が出てくると思うのですが、そうなりますと、ますます中小のメーカとしてはお困りになるような面が多くなるのではないかと。今度の規制によってその点が多くなるのではないかと私は心配をするのでございますが、その点はどうか。

○参考人(太田弘君) 競争はますます激しくなりまして、こういう自由経済ではやむを得ないことと思つて、日ごろ技術管理あるいは生産管理、あらゆる面で原価の低減、合理化をはかっているわけでございますが、政府も、法律改正に伴つてそれがはね返つてこないようにほかの点へ……各企業の競争あるいは世界経済のための外国の製品に負けないような競争、これはまことにやむを得ない。これはこういう社会で生きていくわれわれは、どうしてもやらなければならぬことですから、あえて忍んでやりますが、法律改正で、ほかの方法で防げることがあれば、それをやらないうちに、たとえば先ほど申し上げましたように立ち入り検査を十分やっていたら、悪い品物が出ないようになり、またそれによって期限を短くしないようにお願いしたい。また料金低下のほうも、たくさんのお金を物品税として取り上げられておられますし、これを取り上げた対象は、電気を使う者、つくる者になるのをごさいますして、受益者に当然返ればよろしいのではないかと考えます。料金改正につきましては、よくそこを御配慮願つて、業者に負担のかからぬようお願いします。

○近藤信一君 先ほど中尾さんが言っておられました、製品に対する試験ですね、認可期間というものは非常に手間とる、非常におくれがちなことになる。こういうことは試験所が一所しかない。指定試験所というのが、日本電気用品試験所というのが現在あるのです。一所でやっているから、そういう期間的にも非常に長引いてくるというふうな憂いというものがなくどうか。一所であつたのは、私、先ほど申しましたように、ほとんど電気用品が売り出され、次から次へと試験しなければならぬ、こういうときには、しかも一所や二カ所で全国的にやるといふことは、私も非常に少ないと、こう思うのですが、この点は、あなたはどのように受け取っておられますか、試験所の問題ですね。

○参考人(中尾哲二郎君) いま電気用品試験所は、東京と大阪の二カ所でございます。しかしながら、いま御指摘を受けましたように、最近電気用品も品種もどんどんふえてまいりますし、試験項目もだんだんと充実されてまいりますので、二カ所でもやりましたら、さらに人員並びに設備、これを能率的なものを取り入れて、そうして拡充をはかるということが必要であると思うのであります。その場合に資金が要るわけでございますが、これを政府のほうでひとつごめんどうを見ていただきた、かように考える次第でございます。

○近藤信一君 一昨年だったと私記憶しているのですが、電機機の検定所の点ですね、あれは前三つありましたね。民間と電気会社と政府のやつと、これを一に統一しまして、いま東京、名古屋、こうありますね、あつちこつち。ああいうふうな方法でもっとたくさん試験所をふやせば、もっと早く製品というものがうまくいくのじゃないかと私は思ったのですが、あなたはそういうふうな御希望とか何とかございましたら、この場合述べておいていただいたほうがいいと思うのです。

○参考人(中尾哲二郎君) ただいまの御質問につきまして、現在の二カ所を拡充するというところによつても、ある程度能力を上げていくことができると思いますが、さらに名古屋でありますとか、地方にふやしていくということができれば、一そうその地方のメーカの方々も便利で早く進むんじゃないかと、かようにも考えておりますが、何にいたしましても、設備、人員、その他の拡充をしていただかないことには、法律ができたとしてもこの適切な運用が実行困難になるというふうなことになるのではないかと、このことを心配しておりますので、ひとつこの充実をはかっていたらいい、こう考えております。

○近藤信一君 それから消費者からの苦情処理というものが、電気器具のメーカにはわりあい整つておると聞いておりますけれども、それでも先ほど高田参考人から言われましたように、アンケートをとると、いろいろな問題が多く出てくる。そこでメーカ側としてもこの苦情処理機構は現在どのようになっておるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思うのですが。

○参考人(中尾哲二郎君) 私のほうでは、やはり市場の製品に対する不満でありますとか苦情の問題ですね、こういうものをいち早く製造される立場のほうにフィードバックさせようということで、あらゆる機関を使つて努力をいたしておりますが、さらに一つの方法といたしましては、各販売店に品質連絡員という制度を設けて、各直接需要者の方に御販売願つております小売屋さんの店員の方向名かを指名いたしまして、その方々から市場に起こった不満足な問題を直ちに本社に通知をして、これを本社のほうで関係事業部のほうにそれをフィードバックいたしまして、適切な手を打っていく。そうして一般需要家に御満足がいくなものを市場に供給できるように体制を強化していくという方針をとっております。

○近藤信一君 最後にお尋ねしておきたいと思うのですが、これは公取でもいろいろと電気用品なんかやっておりますし、先日外国のこれは三

十万円のクーラーを買えばカラーテレビという景品が出るというようなことで、電気器具なんかでもいろいろと売り出しをやる場合に景品がついて売られるわけですね。消費者は何も景品がほしいわけじゃないわけですね。使用する器具がほしいわけなんです。だから消費者の立場からいえば、景品をつけるのだったら価格をもっと下げた方がいいんじゃないか、景品をつけるだけ、その分だけその製品の原価が下がるんじゃないか、こういう疑問を私は消費者は持つておると思うのですが、ところがメーカーでも、これは電気用品だけでなく、あらゆる日本の商品というものは、おおむね景品で消費者をつとという、そういうきらいが多く出ていると私は思うのですが、そういう点はどうでしょう。

○参考人(中尾哲二郎君) 私直接販売のほうを担当しておりますので、具体的には御回答になるかどうか知りませんが、この物つき販売というふうなことは、私自身としてもあまり望ましくないことであると思うのでございしますが、販売競争と申しますか、慣習と申しますか、こういうことが一般的に行なわれて、宣伝の一つの手段として行なわれておるといふような段階におきましては、ある程度はやむを得ないのではなからうか。しかし、これはやはり限度がございまして、限度は越してはならぬというような見解をとって、逐次そういうことなしに、お話のようにそうした費用をもって正しい宣伝と申しますか、宣伝と品質の合理化という方面にそうした費用も向けていきたいということを理想として私どもは考えております。

○近藤信一君 次に池田参考人にお尋ねするわけですが、先ほどあなたの御意見の中にございまして、あなたの方が慎重に工事をやられても、買った材料の中に不良品があつて、それによつてしばしば事故が起こる。そのときにはあなたの方の責任が追及される。こういう面が多くあるかと思ふのです。昨日も有楽町でサウナぶろが火事を起こして三名なくなつておる。一月には名古屋の

サウナぶろでやはり二人なくなつておる。こういう場合に、おおむね工事人の責任が追及されると思ひますね。これがあなたの方の手落ちでなくとも、そういうことが追及される。これは私はまことに不適当な問題だと思ふのです。そこで、あなたも特に材料の問題について十分検査が必要だということを中心としておられるわけがございしますが、この材料ということになると、多くありますね、いろんな面です。それで、それが全部検査にパスしておるかどうかというところは、あなたのほう一々見てやつておられるわけじゃないので、将来それらの材料に対するところの検査方法というものは非常に複雑になつてくると思ふのですが、この点、あなたのほうは何かいいお考えでも、また、あなたのほうでございましてお聞きしたいと思ひます。

○参考人(池田栄一君) たいへん私のほうから申し上げたいようなことを御質問でいただいたて、たいへんありがたいこととございしますが、おっしゃる通りでございします。その点は私どももできるだけ良品を選ぶという考え方で、そういうふうにしておりまして、まあ軍のあるものを使わなければならぬという、そういうことはもちろん当然でございしますが、できるだけ良心的にいいものを使つて、うたてたまででやつておりますが、それであります。先ほど申上げましたように、不良品がときどき出てくる。こういうことはあり得るわけがございまして、将来どういふふうなそれを管理していただいたらいいかというところは、先ほどやはり消費者の方の一般の家庭用の器具に対する考えとも同じだと思ひますが、常にこれをや

はり市場からなり、あるいはたとえば材料卸店ならば卸店がございしますね、そういうところからサウナブリングをどんどんビクアップをしていただいて、そうして、もしそれをテストされて不良を発見された場合には、まあ第一段階としては、やはり勧告でいくことが穏当だろうと思ひますが、勧告でも直りそうもないと認めた場合には、直ちに

その型式承認の取り消しを行なつていただく。私は、さつき、ULのお話がございしますが、ULの場合には、そういう場合には勧告というふうなことはございしませんで、取り消しを直ちにやう。取り消しを行なわれ、その後にはメーカーのほうは、それに對する対策を講じて、もう一ぺんあらためて型式承認を受ける。そういうふうなことで、いままで実は現行法におきましても取り消しをできるようなたてまえになつておると思ふのですが、実際にはそれが行なわれたことは私は何つたこととございしません。それをひとつぜひ実施していただいて、まあこれにはやはり先ほど来の人的、予算的措置が必要だと思ひますが、十分ひとつ政府のほうで予算的、人的措置を講じていただきまして、それを完全に行なうようにお願いしたい。まあこれをやらないまでも、全部が全部不良品を摘発できるということ、これは先ほど来申し上げました、人間のやることです。ですから不可能と思ひますが、完全に近づける、できるだけ近づける努力をひとつ払つていただきたい。こういうことを私、希望したいと思ひます。

○参考人(池田栄一君) サウナぶろにつきましては、私どもは実はどういふふうな設備ができておるのか知りませんが、やうな経験もございしませんし、存じませんが、きのうの場合、電熱で何かあつたためたようでございしますが、電熱の場合は、いま申しましたサーモスタットを使って自動で切らせるというところはできるわけがございしますが、これももしサーモスタットそのものが信頼できないものだったら、これまただめですが、ああいう設備に對しては、おそらく私は消防庁で熱の管理、こういうふうな熱が上昇したらどうだといふようなことは、詳しく取り締まつておられるんじゃないかと思ふのですが、かなりわれわれ電気設備をやります場合には、電気設備技術基準によりまして、これはもう通産省の監督を受けてやるわけがございしますが、そのほかに、消防庁のほうでも、火災に關連したことに對して、消防法の中にいろいろと規定されておまして、そちらの消防法のほうでも、何かやはりたとえば変電室の中にはどういふものを置いてはいかぬとかんとかいふような、いろいろ規制をされておまして、電気の設備それ自身から火災を起さないようにといふことについては、消防法のほうでもかなり厳しく取り締まつておられると思ふのですけれども、いまのようなサウナぶろのような設備が、それはああいう中で温度を幾らに上げて、一体それは下の木があられて燃え出すかどうかといふようなことになりまして、これは電気

その型式承認の取り消しを行なつていただく。私は、さつき、ULのお話がございしますが、ULの場合には、そういう場合には勧告というふうなことはございしませんで、取り消しを直ちにやう。取り消しを行なわれ、その後にはメーカーのほうは、それに對する対策を講じて、もう一ぺんあらためて型式承認を受ける。そういうふうなことで、いままで実は現行法におきましても取り消しをできるようなたてまえになつておると思ふのですが、実際にはそれが行なわれたことは私は何つたこととございしません。それをひとつぜひ実施していただいて、まあこれにはやはり先ほど来

でもしろうとのことばでいきますと、そういう安全スイッチ等があつて自動的に調節するような方法といふものがとれないものかどうか。そういうことがとれるとするならば、こんな一枚の新聞紙でも引火して火事が起こり生命を失うというふうなことは起こらないんじゃないかというふうな私は考えるのですが、あなたは実際設備をやつておられる方でございしますから、その点、あなたなんかお感じになつた点というふうなものでもございしましたら、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ふのですが。

設備の問題でなくて、その設備全体の問題で、たとえば私ども個人的に考えますれば、こういうところへ電気設備をし、電熱をやつて、こういう間隔であれして、電熱で下からあたためたたら木が焦げるであろうとか、電熱設備があつて、たとえばサーモスタットがあつたにしても、温度を上げるために下の電熱のエレメントの部分が相当高温状態になつておるところに何か落ちるというような状態になつているとすれば、常識的に考えて、私ども電気設備をやる立場の人間は、これは危険ですぞと言う立場だと思うのです。私個人的には、私だったらやはりこういうことは危険ですから、こ

ういうやり方でない方法でもって熱を上げる方法をお考えになるべきだというふうに、私でございましたら申すと思うのですが、まああれはどういう状態でいたか存じませんが、たとえば電熱でやるにしまして、ヒートエレメントの温度をそんなに高く上げないで、低い温度でもって部屋の中を全部上げるということは不可能じゃないんじゃないか。要するにエレメント自身の非常に高い温度のものを使得って、あそこに物が落ちたり、あるいはそこで木が焦げたりするという設備をするということは、これはそういう電気設備をやったとすれば、その電気設備をやるのがやはり若干非常識じゃないかと思うんですが、これはどが設計士して、たとえばそういう設備はサウナが設計者というのがあるのか、建築設計をする人が設計するのかよく存じませんが、常識的に考えます、中に人間が入って、そこに新聞紙が落ちて燃え出すような状態の設備をするということは、やはりこれは品物が悪いとかなんとかいうことよりも、やはり設備するときに、設備それ自身のやり方にも欠陥があるのではないか。これは私状態をよく知りませんから、もし両方であつたらば、そうじゃないかということも考えます。ですから、ああいう設備をすると、われわれ工事をする人間といたしましては、やっぱりそういうことがないように心がけてやるべきではないかと私もは考えます。

○近藤信一君 次に高田参考人に一、二お尋ねをいたしますが、家庭電化製品の急速な普及によりまして、消費者から先ほどあなたが言っておられました非常に多くの苦情というものが持ち込まれておるようでございますが、いわゆる相談ですね、ただ持ち込んでくる相談だけでなく、あなただけのほうとしても、いろいろな面で、先ほどもアンケートをとって調査しておられるように、電気製品に対するところの調査というものをやっておられると思うんですが、どういような方法であなただけのほうはこの調査をやっておられますか、ちょっとお尋ねいたします。

○参考人(高田ユリ君) 特に電気製品についてというようなことでなくて、消費者の日常の暮らしの中にある苦情を、最近消費者行政を強化するというようなことで各都道府県にいろいろな消費者の相談窓口ができておりますけれども、私どもの主婦連としては、もともと何か苦情のかたまりみたいなので、まあ主婦連合会ができましたときから、要するに不良商品、品質の悪いものとか完全性に問題があるものというようなものについて苦情はほとんどん言うようにというようなことで、実は私どものほうに商品テストの設備がございしますんですけれども、まだ電気製品をテストするときにはいわけなんです。そういう意味で、いろんな商品が参ります場合、繊維や食品はある程度で済むのですけれども、電気製品についてはそういう設備がございせんものですか、通産省のほうにすぐ連絡するということをしていたしておられます。それからアンケート調査と、それからそういう苦情がきたものは、関係官庁に持っていくという形をとっております。最近、消費者行政の窓口が、先ほど申しましたように強化されておりますけれども、なかなかその処理が早く進まないというような問題を、何とかやはり早くしていただくかないと、事後処理の問題というのは非常に社会的に問題がございますものですから、そういう点、あわせて早くやっていたきたい。一般の商

品について、いま通産省の消費経済課が窓口になつております。実は、この法律の改正の問題で懇談会を持ちましたときにも、私どもとしましては、すぐ、要するに公益事業局のほうに申し入れができるような制度をこしらえるようにということを主張しましたのでございますけれども、いろいろ法制的な問題もあるやに伺つておりますが、そういうふうに一応……。

○近藤信一君 私どものときには、電気は家庭の電灯だけだったんですが、このごろでは朝起きるときから寝るまでがずっと電気用品ばかりで目を回すぐらい電気用品がよけいあるわけなんです、やはり将来ももっとと家庭の一般日用品の中で、電化が進んでくると私思うので、そういう点についてもやはり消費者団体を代表しておられる主婦連なんかももっと特別に電気関係の問題で御調査をして、消費者の意見をお聞きしていただきたいということをお願いします。

それから先ほど私ちょっと申しましたように、電気用品は便利な点だけで、効能が製品についてくる説明書に書いてあるのですね。あれを見て家庭の主婦は、便利な点だけしか頭にならないわけです。危険な点はそう考慮にせぬわけです。それで、何か事故が起きてからこれはだめだったというようなことになるわけなんで、やはり将来ああいうものに対して、あなたが先ほど安全と衛生を確保するために云々ということを書いておられましたが、やはり安全と衛生を確保するために危険な面ということに対するところの注意というものも、一般消費者に十分認識させるような方途、こういうことはあなたも望んでいらっしゃると思うのですが、この点どうですか。

○参考人(高田ユリ君) 先生のおっしゃるように、女というものは電気に弱いということをよくいわれるのですが、ほんとうに家庭のヒューズが切れてもなかなかつけれないというふうに、電気はたいへんむずかしいものだというふうに考えて、なかなか電気器具になじむということの努力が消費者側には確かに少ないと思います。それと

アメリカ側の宣伝が、先ほど先生おっしゃったように、たいへん便利な点、手間がかからないという点がないへん強調されているのですが、つい引きずられがちな点がありますので、そういう点、やはり消費者への情報伝達というものは十分必要だと思います。実は、きょう一緒に私どものメンバーである研野さんが一緒に見えているのですけれども、先ほどどこに参ります途中でもってお孫さんが扇風機を去年の夏いじってみたら、何かびりびりときたというようなことをちらっと聞いたのでございます。先ほど松下電器の方たちが、極力慎重にやっていたらっしゃるというお話でございますけれども、やはり時期によつて、それから子供が非常に汗かきなために、いろいろな部品にしても何にしても、案外メーカーが気づかない点で事故が起こる点が潜在しているのだと思います。ですから、設計上安全だというふうにお考えになつても、ほんとうに十分テストしていらっしゃるのでしょうか、使用テストの面で、おとながいじつても子供がいじつても老人がいじつても安全なような問題を、やはり人間工学的にもお考えいただきたいし、安全基準の中にもそういうものもぜひ組み入れていただきたいと思ひます。

それからもう一つは有効期間の短縮の問題で、価格の問題それから制度的な問題でメーカー側に異論があつたようでございますけれども、私どもとしますと、アメリカのように日本の場合にはULシステムをとっておりませんから、ですから品質管理のチェックの段階というのが非常に少のうございまして、そういういまのようなシステムをとつておる間は設計変更とか、要すに正式認可の届け出を要しない、認可を要しない部分の変更があつたときにはわからないわけでございますね。ですから、そういう意味での期間短縮というものは私は必要だと思ひますし、それから価格への影響の問題について、消費者側としては、それは商品は安いにこしたことはございません。ただ、安いものを買つた者が危険だというような、そういう

うあり方はおかしいと思うのです。要するに、だれでも、どんな貧乏人でも、買ったから安全だというものが私たちに買えなさいけないので、何かそこら辺が非常に私どもとしては安全性の考え方に対する業者の——要するに少しでもよくしてこのうという場合に、ただ値段の点だけがずつと出てしまふというのは、ちょっと私としては考えられないし、それから先生がおっしゃられた試験研究機関の増設とか強化拡充についての、全く私も二千七百メーカあるというふうな——数字は正確かも知れませんが——伺っておりますが、この用品試験所が足りないということとは問題じゃないかと思ひます、それからもう一つは、そういう手数料の問題を合理的に考えていかないと、卵が先か鶏が先か、そういう点が非常に問題になってくると思うのです。たしかに消費者としては安くてよくて安全な商品を選びたいといううことに間違いはないのですけれども、何か安全性の問題を値上げということにつながるようなところが強調されるということに非常に疑問を感じております。

○近藤信一君 これは話は別になるかも知れませんが、非常にあなたがいまおっしゃったように御婦人は電気に対する知識、取り扱いの男性よりはちよつとにぶいと思うのです。それはしよつちよつと使っていないから結局そういうことになるので、先日も私は婦人の皆さんと座談会をやったときに、こういう話を聞いたんです。いわゆる電気アイロン、あれ、こう長く使っております、どうしてソケットのところの線がすれてんだんと裸になってきますね、あぶないからと思つてその奥さんが、だれも直してもらふ人が——電気屋へ持つて行って直さぬでも、こんなもの自分でできるだろと思つて直したところが、プラスマイナスを一緒にしてしまつて取りつちやつたもので、いざアイロンをかけたらばしつとスパークしてここにやけどをされた、こういう話も私聞いたし、それから先日私委員会でもお尋ねしたときに、現在のアイロンは安全弁があつて一定の熱

になつてくると切れる安全スイッチがあつて、それ以上熱が上がらないように切れると、こういう話を聞いたんですが、アイロンだけの例ですが、そういうふうにするすべての器具に安全的な弁というものがついてくればもつと安心して家庭の主婦でもあまり電気の知識のない方でも使えるのじゃないかと私思ひます。そういう点、将来の製品すべてがそういうふうな安全性を確保したそういう面を考えてもらいたい。そういう製品が出るならいいがなと、こうあなたも思つていらつしやると思ひますが、この点はどうか。

○参考人(高田ヨリ君) 先生のおっしゃるとおりでございます。私も全くそう思つております。

○近藤信一君 それでは、最後に山村参考人にお尋ねするわけでございますが、先生は大学で工学部で専門的には電気のほうだと私思ひますが、専門的な立場からお考えになつた場合、たとえば電気製品に対して一体何年くらい耐用年限といふますが適当であるとはあなたは考へておられるかどうか、そういう点も御研究なさつておられると私思ひます。この点も御研究なさつておられると、多くのメーカでつくられておる。あの石油ストーブでも、私も聞くところによると長くて三年だと、おむね二年くらいだと、こういうのですが、あの石油ストーブは、そういうことを考へますと電気製品はつくれば全部がたがたにこわれるまで、もう寿命は持つというものでは私はないと思ひますが、専門的な立場から、あなたは一つの御意見というものがあろうかと私思ひますが、その点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(山村ヨリ君) ただいまは家庭電器の寿命に関する御質問だと了解いたしますが、これは率直に申し上げまして非常にむずかしい問題でございます。私も、家庭電器も含まれると思ひますが、電気機械全部、発電所、送電系統なんかにもつたがる電気機械全部を含めまして寿命の問題多少勉強して思ひますのでございますが、これは世界的に文献を見ましても寿命を的確に予言できる

ようなフォーミュラというものはまだ發表されてないといふことが実情だと思ひます。それはいろいろある、使いますところの周囲の状況、それからもう一つは、これはただいま委員会といひましたは政令、省令のほうに含まれる技術基準にもつたがってくる問題でございまして、技術基準の中に、たとえば温度を低く定めるようにいたしますと、自然にその電気器具の寿命は長くなつてくる。電気機械はその電気設備の重要度に応じてこの寿命が適当になるように、たとえば重要な発電所、変電所あたりの機器は、私はただいまのわが国の省令その他における規則で定められておりますところの基準に従ひますと、そういう重要なものは二十年、二十五年以上もつと思ひますが、一方電気器具は、そんな二十年、二十五年以上の寿命は必ずしも必要としないんじゃないか。むしろそういう長い寿命を要求いたしましたも、使用状況によりましてほかのところでもつたり落つことしたりする、そういう方面から寿命がきてしまひまして、いたずらに長い寿命のものを押しつけるようなことになるのであります。したがひまして、どうもただいまの御質問に対する明確な御返答ができませんのでございますが、これは先ほど来からお話が出ております型式承認の期間の問題に多少かわつてくると思ひますが、私はやはり機械の値段、それからその使用状況によりまして、そう長くもつ必要のないもの、そういう物に尽しまして四、五年から十年をこえぬような範囲に家庭電器は入ってくるのではないかと、私はそう考へております。

○近藤信一君 それからもう一つお尋ねいたしますが、電気製品というのはメーカごとに違ひますね。松下さん、東芝さんと、こう……。一般家庭で、たとえば松下さんの製品を使つておるで、もし故障が起きた場合に、近所の電気屋さんに直してもらふなければならぬとき、そこでは松下さんのあれはやつておらぬので、部品が違ふからうちではだめだ、こういうふうなことをよく聞

くわけでございますが、やはりこれは各社が、メーカが、それぞれ自分の特異なところがあつてできないかもしれないが、あんまり私は部品が十と違つてゐるようなことはないんじゃないかといふふうな、しつと考へて思ふんですが、もし部品というものが規格化されて、そしてどこでもすぐ修理できるということになると、私はもつと消費者には便利じゃないかと思ふんですが、この点は、山村さんと中尾さん、それぞれひとつ御意見を拝聴したいと思ひます。

○参考人(山村ヨリ君) ただいまの部品の互換性、それから部品の統一性の問題、これはまことにございまして、通産省のほうも家庭電器に關しましてこういう方面の努力を非常にされておることを承知しております。ただし、広い範囲にわたつてこれを実行するということは、なかなかむずかしい問題でありまして、特に新しい製品に對しましては、各社、何といひますか、自由競争のマーケットでございまして、最初のデザイン的设计の段階から他社と協調をとつて物をつくるというところはなかなかむずかしい問題じゃないかと思ひます。であります、それにもかかわらず、私はいまの御意見のとおりでございまして、差しつかえない限り各メーカの方が協力されて、そして部品の互換性、規格統一ということが努力されるべきだと思ひます。そうすることがまたメーカの側にも非常な経済的なメリットを得る面があるんじゃないか。消費者の利益になること、これは言うまでもないことだと思ひます。

○参考人(中尾三郎君) ただいま御指摘いただきました規格統一、部品の共通の問題でございしますが、メーカといひましてでもできる限り共通のものを使つていきたいという考へを持っております。現在相当通産省の御努力その他によりまして、たとえばラジオであるとかテレビであるとかいうようなものにつきましては、個々の部品につきましては大体規格統一ができております。また、ネジ類その他も規格が統一されて、どこ

の物を使つても共通にいけるというふうになっておりますが、個々の製品の特異性を支配するところの具体的な構造その他に關しましては、いまお話のありましたように、それぞれのメーカーに個々の特徴を持たせるといふような、技術革新と申しますか、進歩の過程にある商品につきましては、絶えずその特徴を持たすために部分的な構造の変化が起こつてまいりますので、その点まで共通にするといふことは、なかなかむずかしいような現状でございますが、できる限りそういう部品は各メーカーが共通に使つていけるようにしたいという考えを持っております。

○近藤信一君 最後に、これは畑違いかもしれませんが、このごろ家庭用品では外国の輸入品が相當に日本に入つてきているわけですね。これが故障した場合、部品等で消費者が非常に困る場合が往々にしてあると思うのですが、外国の電気用品について、いま輸入されているものに対してアフターサービスをやっているかどうか、この点、もしおわかりでございましたらばお聞かせ願ひたいと思うのですが。

○参考人(中尾哲二郎君) 外国製品がどんどん入つてくるということは、日本のメーカーとしては、特別の物を除きましては、望ましくないことではございますが、ある程度家庭用の器具も入ってくるような状態でございますが、それぞれの立場で適当なサービスは行なわれているように聞いております。私、実際の実情をよく存じませんが、一応各輸入品に対しては、大体アフターサービスが適当に行なわれている。御満足いくかどうか知りませんが、そういうふう聞いておりますので、その程度の御返事を申し上げておきたいと思ひます。

○近藤信一君 もう一点、これは山村参考人にお尋ねするわけですが、現在検査を受けて試験にパスすれば、ここで型式承認の期限、七年という期限があるのですが、しかし今度は、これは乙種と甲種となつて期限を二分されるのでございますけれども、やはり一回規格に合つてそれでよろしい

といふことになれば、何べんも何べんもやつていくのではなく、その中間で、二年ぐらいの中間で一べん検査してみればよろしいといふような、そういう必要性というか、考えたいものはあるかないか。先ほどあなたはちよつと意見の中に若干そういうことを述べておられましたようですが、その場合、これは多くの製品でございますから、いろいろと困難は生じると思ふけれども、それをやらなければ安全性の確保は私にはむずかしいんじゃないかと思ふのです。やはり長い間つづいていううちには、一人の人がつくるのではない、大ぜいの人でつくるわけでございますし、また、下請業者にもこれをやらせるわけでございますから、交わつてくる面もあるかと思ふので、その点はどうか。

○参考人(山村哲君) ただいまの型式承認の期間の問題でございますが、私も多少先ほど混同して発言をしたと思ひますが、この型式承認のための試験といふものは、これは新しい製品に対する試験でございます。一方、ユーザーの、使用者の安全をはかるためには、これは具体的に、一つの家庭電器があつて、それぞれの状態といふものを試験するといふことは非常に必要なんです。この後者のほうは、機器の寿命に左右されて、寿命の短いものほど使用中でも何回か試験をして、その状態をチェックしておることが必要じゃないかと思ひますが、今回の電気用品取締法の中における試験には、この後者の實際使つておる機械の試験といふことは、対象には私なつていないのじゃないかと思ひます。それから前者の試験、型式承認の試験に關しても、先ほど参考人の方からいろいろの御発言、ございましたが、私はユーザーの安全をはかるためには、新品の試験、型式承認の試験を含めまして、これは頻度を高く、ひんぱんに試験するほどユーザー側の安全といふものは向上できるものだと思います。しかしこれは経済的な面も当然考えなければいけないのでございまして、先ほど申し上げた期間を定めていないといふようなお話がございま

したので、私はそれにかわるものとして、これは随時随所における試験といふものは、アメリカではあるいは日本よりもひんぱんに行なわれている面があるのじゃないかといふような点がございまして、私は型式承認にありまして期間を定めての試験と、それからあとマーケットにおけるフォローアップも含めまして、そういうものの全体のバランスの問題でございますが、それはいろいろな面、試験料の負担とか、そういう面にも響いてまいりますので、全体を見て、できるだけ多方面の方に、一方面的負担をかけないように、定期的な試験と、それから随時随所における試験と、バランスをはかるべきじゃないか、こう考えております。

○委員長(金丸重夫君) ほかに御発言もなければ、参考人の方々に對する質疑はこの程度といたしたいと存じます。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しいところ遠方から御出席をいただきまして、また長時間質疑についてお答えをいただきまして、まことにありがたく、重ねて委員一同にかかりましてお礼を申し上げます。本日はこれをもって散会いたします。午後零時四十三分散会

商工委員会會議第四号中正誤

ページ	誤	正
三	三	わが国
六	五	五千ドル
六	四	この
六	三	製造事業者
六	二	製造事業者